

議案第65号

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成27年11月26日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令の施行による公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正等に伴い、障害共済年金等の支給を受ける者の公務災害補償について、障害厚生年金等の支給を受ける者と同様の支給調整をする必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年葛飾区条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第8条第1項中「2が支給される」を「数が2である」に改め、同項の表傷病補償年金の項第1号中「の規定」を削り、「障害厚生年金」の次に「又は被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年法律第63号。以下この表において「平成24年一元化法」という。）附則第41条第1項の規定による障害共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による障害共済年金（以下この条において「障害厚生年金等」という。）」を加え、同項第2号中「の規定による障害基礎年金（」を「による障害基礎年金（」に、「並びに国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）及び」を「及び平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち障害共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち障害共済年金又は」に、「（以下この条」を「（以下この表」に、「共済各法」という。）の規定」を「旧農林共

済法」という。)」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「の規定による障害年金」を「による障害年金」に改め、同表障害補償年金の項第1号中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、同項第2号から第5号までの規定中「の規定」を削り、同表遺族補償年金の項第1号中「の規定」を削り、「遺族厚生年金」の次に「又は平成24年一元化法附則第41条第1項の規定による遺族共済年金若しくは平成24年一元化法附則第65条第1項の規定による遺族共済年金(次項において「遺族厚生年金等」という。)」を加え、同項第2号中「国民年金法の規定」を「国民年金法」に、「共済各法の規定」を「平成24年一元化法附則第37条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第61条第1項に規定する給付のうち遺族共済年金、平成24年一元化法附則第79条に規定する給付のうち遺族共済年金又は旧農林共済法」に、「以下この条」を「次項」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「の規定」を削り、同条第2項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に、「厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金」を「遺族厚生年金等」に改め、同条第3項中「2が支給される」を「数が2である」に改め、同項の表厚生年金保険法の規定による障害厚生年金の項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に改め、同表国民年金法の規定による障害基礎年金の項、旧船員保険法の規定による障害年金の項、旧厚生年金保険法の規定による障害年金の項及び旧国民年金法の規定による障害年金の項中「の規定」を削り、同条第4項中「厚生年金保険法の規定による障害厚生年金」を「障害厚生年金等」に、「国民年金法の規定による」を「国民年金法による」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の付則第8条の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支給すべき事由の生じた葛飾区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第6条第1項に規定する年金たる補償(以下「年金たる補償」という。)及び同条例第8条に規定する休業補償(以下「休業補償」という。)並びに施行日前に支給すべき事由の生じた施行日以後の期間に係る年金たる補償について適用し、

施行日前に支給すべき事由の生じた施行日前の期間に係る年金たる補償及び施行日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。